平成２９年（フ）第１１１７号
福岡県福津市花見が丘１丁目７番１号、前住所福岡市博多区竹下５丁目27番26号
破産者　冨田　理絵
1　決定年月日　平成29年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第９２０号
福岡市東区唐原７丁目16番１号
破産者　高田　保馬
1　決定年月日　平成29年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第９６２号
北海道石狩市花川北２条２丁目202番地
破産者　向田　万紀
1　決定年月日　平成29年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１２９号
札幌市豊平区月寒東２条18丁目10番３－202号
破産者　工藤　孝幸
1　決定年月日　平成29年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３４９号
札幌市北区新川西１条６丁目９番２号
破産者　松田　　宏
1　決定年月日　平成29年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３３１号
宮城県名取市美田園北12番地の１　市営住宅美田園北団地第６号
破産者　太田　悦子
1　決定年月日　平成29年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３９５号
仙台市若林区清水小路８番地の３　フォレシティ五橋215
破産者　尾花　正樹
1　決定年月日　平成29年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第６８号
宮城県大崎市古川江合本町１丁目１番39－１号　アリエスイン101号、従前の住所宮城県大崎市鹿島台木間塚字古館１番地
破産者　吉村　敏一
1　決定年月日　平成29年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第５３７号
埼玉県春日部市豊野町１丁目21番地９　第２コーポ岡安101号
破産者　冨岡　光男
1　決定年月日　平成29年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第５８６号
埼玉県さいたま市北区日進町３丁目63番地１　サンヴァリーⅠ　103、開始決定時の住所埼玉県春日部市上蛭田250番地11
破産者　鷺谷　浩之
1　決定年月日　平成29年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第３１８号
埼玉県越谷市大間野町２丁目11番地15
破産者　村上　　隆
1　決定年月日　平成29年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第３５８号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字堤根3651番地
破産者　高澤　秀隆
1　決定年月日　平成29年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第３６３号
埼玉県草加市松江６丁目４番41－205号
破産者　伊藤　直喜
1　決定年月日　平成29年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第３６４号
埼玉県八潮市大字南川崎287番地25
破産者　淺沼　明子（旧姓篠崎）
1　決定年月日　平成29年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第３８９号
埼玉県八潮市大字浮塚856番地１　ミサワマンション２　102
破産者　ディスメンタルワークこと　宇佐見　功
1　決定年月日　平成29年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第４１４号
埼玉県春日部市小渕414番地１　シャトーブラン１号棟104号
破産者　三ツ澤節子（旧姓三沢）
1　決定年月日　平成29年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第４３７号
埼玉県越谷市蒲生本町12番28号　エクセル中野Ａ－４、旧住所埼玉県越谷市大間野町２丁目11番地15
破産者　村上　利忠
1　決定年月日　平成29年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係